

令和 8 年度
既存建築物省工ネ化推進事業
(LCCO₂ 評価実施型)

募 集 要 領
【Ver. 3】

令和 8 年 6 月

提案応募及び補助金を受給される皆様へ

本補助金は、国庫補助金である公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、補助金に係る虚偽や不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し提案応募をされる方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）」をよくご理解の上、以下の点についても十分にご理解された上で、提案応募及び補助金の受給に関する手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

本募集要領や採択後に通知する補助金交付の手続きに関する規程・マニュアル等で定められる義務が果たされないときは、改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定の取り消しを行う場合があります。

- 1 提案応募者及び補助金交付申請者が提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述、事実と異なる内容の記載を行わないでください。
- 2 国土交通省及び補助金交付の事務事業者から資料の提出や修正を指示された際は、速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、交付決定の取り消し等を行うことがあります。
- 3 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 補助事業に関し不正行為、重大な誤り等が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額を返還していただきます。
- 5 補助金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）」の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 6 採択又は交付決定された事業内容からの変更は、原則、認められません。
- 7 補助事業にかかわる資料（提案応募並びに交付申請に関わる書類、その他経理に関わる帳簿及び全ての証拠書類）等は、事業完了の属する年度の終了後 5 年間、保存していただく必要があります。
- 8 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊しすることをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について、大臣の承認を受けなければなりません。
- 9 事業完了後も、本募集要領に規定するエネルギー使用量等の報告や適正な財産管理、補助事業の表示などが必要です。

目 次

既存建築物省エネ化推進事業（LCCO ₂ 評価実施型）募集における主な変更点	1
1. 事業の概要	2
1. 1 事業の趣旨	2
1. 2 公募する事業の種類	2
2. 応募方法	2
2. 1 公募・事業登録期間	2
2. 2 問い合わせ先、資料の配付	2
2. 3 提出方法	3
2. 3. 1 事業登録の方法	3
(1) 事業登録の内容	3
(2) 留意点	3
2. 3. 2 応募書類の提出方法	4
3. 事業内容	5
3. 1 事業の要件	5
3. 2 対象事業者	7
3. 2. 1 提案者	7
3. 2. 2 補助を受ける者	8
3. 3 補助額	8
3. 3. 1 省エネルギー改修工事に係る補助額	8
(1) 建設工事等に係る補助額	8
(2) エネルギー使用量の計測等に係る補助額	9
(3) 附帯事務費	10
(4) 標準単価方式による補助額	10
(5) 補助限度額	11
(6) その他	11
3. 3. 2 バリアフリー改修工事に係る補助額	11
(1) バリアフリー改修工事に係る補助額	11
(2) 附帯事務費	12
(3) 補助限度額	12
(4) その他	12
3. 4 複数年度にまたがる事業に対する補助	13
4. 事業の実施方法	13
(1) 提案公募	13
(2) 補助金交付	13

4. 1	提案公募	14
4. 1. 1	公募	14
(1)	省エネルギー改修工事の内容	14
(2)	省エネルギー改修工事の範囲	14
(3)	省エネルギー改修工事の省エネ効果	14
(4)	エネルギー使用量の計測・管理の内容	14
(5)	バリアフリー改修工事の内容	14
(6)	補助対象となる部分の経費の内訳	14
4. 1. 2	審査結果	14
4. 2	補助金交付	15
4. 2. 1	交付申請	15
4. 2. 2	申請の制限	15
4. 2. 3	交付決定	16
4. 2. 4	補助事業の計画変更	16
4. 2. 5	実績報告及び額の確定	16
4. 2. 6	複数年度にまたがる事業の場合	17
4. 2. 7	採択後に事業を実施しなかった場合の留意事項	17
4. 2. 8	不適切な行為に対する措置	18
4. 2. 9	経理に関する留意事項	18
4. 2. 10	事業実施に関する留意事項	18
4. 3	事業中及び事業完了後の留意点	18
4. 3. 1	取得財産の管理等について	18
4. 3. 2	建築物の解体撤去または建て替えについて	19
4. 3. 3	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について	19
4. 3. 4	実績の報告	19
4. 3. 5	その他	19
5.	情報の取り扱い等について	20
5. 1	事業成果等の公表	20
5. 2	個人情報の使用・利用目的	20
6.	提出書類	20
6. 1	提出先	21
6. 2	提出部数	21
6. 3	電子ファイルの提出	21
6. 4	提出書類	21

(別冊) 提案募集に関するQ & A

募集要領に関して、Q & A等の追加的な説明を2. 2に記載する本事業のホームページに掲載しますのでご確認のうえ応募ください。

令和 7 年度既存建築物省エネ化推進事業からの主な変更点

ライフサイクルカーボン評価の要件化

事業の要件に、延べ面積が 2,000 m²以上の建築物に対して行う改修の場合には、ライフサイクルカーボン評価を実施することを追加しました。

1. 事業の概要

1. 1 事業の趣旨

「既存建築物省エネ化推進事業（LCCO₂評価実施型）（以下、「本事業」という）」は、建築物ストックの省エネルギー改修等を促進するため、民間事業者等が行う省エネルギー改修工事や省エネルギー改修工事に加えて実施するバリアフリー改修工事に対し、改修後の省エネ性能を表示すること等を要件に、予算の範囲において、国が当該事業の実施に要する費用の一部について支援し、既存建築物ストックの省エネ化の推進及び関連投資の活性化を図ることを目的とします。

1. 2 公募する事業の種類

既存のオフィスビル等の住宅以外の建築物（以下、「非住宅」という。）の改修

※ 躯体（外皮）や建築設備の省エネルギー改修工事、及び省エネルギー改修工事に加えてバリアフリー改修工事を実施するものを対象とします。

※ 本事業は、躯体（外皮）や建築設備の改修工事に対し補助するものであり、外皮の断熱性能を高めたり、設備等を省エネルギー性能の高いものに更新する工事等が対象です。ただし、高機能換気設備（給気と排気との間で熱交換を行うことで空調効率の低下防止を図る換気設備をいう。以下同じ。）を設置する場合は、換気経路を確保するための躯体又は外皮改修で足りるものとし、断熱性能を高める躯体改修は必須としません。

※ 省エネルギー改修工事には、エネルギー使用量の計測・管理に係る工事等を含みます。

※ 工場・実験施設・倉庫等の生産用設備を有する建築物の改修、後付の家電等の交換は対象外とします。

※ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（「風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条に規定する風俗営業等）を目的とした施設・設備は原則として対象外とします。

2. 応募方法

2. 1 公募・事業登録期間

公募・事業登録期間：令和8年6月19日（金）～令和8年7月31日（金）

2. 2 問い合わせ先、資料の配付

質問・相談については、原則として、電子メール（またはファックス）でお願いします。形式的な質問を除き、応募検討者全員に対し回答が必要な事項については、Q&Aとしてホームページに回答を掲載するとともに、質問者に回答させていただきます。

募集要領・応募様式は、下記のホームページからダウンロードすることが可能です。また、下記の問い合わせ先でも配付します（郵送依頼は不可）。

(本事業のホームページ)

既存建築物省エネ化推進事業（LCCO₂評価実施型）

<http://hyoka-jimu.jp/kaishu/>

※募集要領・提案募集に関するQ & A、応募様式のダウンロードが可能

(問い合わせ先)

既存建築物省エネ化推進事業（LCCO₂評価実施型）評価事務局

メールアドレス：kaishu@hyoka-jimu.jp

F A X ： 0 3 - 3 2 2 2 - 7 7 2 2

2. 3 提出方法

応募にあたっては事業登録のうえ、応募書類を提出してください。

2. 3. 1 事業登録の方法

応募にあたり、本事業のホームページにて、応募者、事業概要等について、下記のとおり事業登録をしてください。

(1) 事業登録の内容：事業名、提案者、事務連絡先、事業の実施場所、省エネルギー改修工事等
事業の概要など

(2) 留意点

- ① 事業登録のみでは、正式な応募とはなりません。6. に記載のとおり、必要書類を揃えて、応募書類を提出してください。
- ② 事業登録では、省エネ改修等の事業内容についても登録していただきますので、省エネ改修等の事業内容が未確定の段階では登録できません。また、同一建物について、複数の事業登録は受け付けません。
- ③ 事業登録の受付後に、電子メールで応募番号を応募者に通知します。応募書類には、必ず通知された応募番号を記入してください。また、事業登録時に登録内容を確認画面として表示しますので、確認画面を印刷し、応募書類「様式2-1」に添付していただきます。
- ④ 事業登録には、応募番号を通知するために、電子メールのアドレス登録が必要となります。登録いただいた電子メールアドレスは、応募番号の通知のほか、審査や審査結果等についての事務連絡などにも使用させていただきますので、確実に連絡がとれる電子メールアドレスを登録してください。

※電子メールアドレスがない場合などは、6. 1 に記載の提出先にご相談ください。

<事業登録の内容>

1. 提案者及び事務連絡先

事業名				
提案者名	建築主			(代表提案者 ☐)
	リース事業者			(代表提案者 ☐)
	ESCO事業者			(代表提案者 ☐)
	その他			(代表提案者 ☐)
代表提案者	所属	法人名	フリガナ	
		部署	役職	
	代表者	氏名	フリガナ	
事務連絡先	区分(選択)		☐ 提案者 ☐ その他	
	所属	法人名	フリガナ	
		部署	役職	
		担当者	氏名	フリガナ
	住所	郵便番号		
		住所		
	連絡先	E-mail		
		電話番号		
		FAX番号		

2. 応募する省エネ改修工事の概要

(1) 補助事業の実施場所	
建物名	
所在地	
建築概要	延床面積: m ² 階数: 地上 階 / 地下 階
建物用途(選択)	☐ 事務所 ☐ 学校 ☐ 物販店 ☐ 飲食店 ☐ 集会所 ☐ 病院 ☐ ホテル ☐ その他 ()
(2) 省エネ改修の概要 (その他の場合は工事内容を記載すること)	
躯体改修	☐ 開口部 ☐ 屋根・外壁 ☐ 日射遮蔽 ☐ その他 ()
設備改修	☐ 空調設備 ☐ 換気設備 ☐ 照明設備 ☐ 給湯設備 ☐ 昇降設備 ☐ その他 () ☐ その他 () ☐ その他 () ☐ その他 ()

3. 上記のほか、まとめて提案する予定の建物の有無

複数棟の提案の有無	☐ なし ☐ あり (上記2を含めた合計建物数 非住宅 棟)
-----------	---

2. 3. 2 応募書類の提出方法

郵送※のみ受付いたします。提案者に対して受領した旨の連絡は行いませんので、提案者自身で確認できる方法で申し込みをしてください。

郵送時の封筒等に必ず事業登録時に通知された「応募番号」を記載し、「既存建築物省エネ化推進事業(LCCO₂評価実施型) 応募書類在中」の旨を記載してください。(公募締切後の応募書類の差し替えは固くお断りします。)

※ 郵送のほか、宅配等での応募書類の提出も可としますが、いずれの場合も送付する封筒にて必ず郵送時の消印に相当する書類発送日(配送事業者の受付日等)が分かる手段としてください。書類発送日の確認ができない場合は受理できない場合もありますので、ご注意ください。

3. 事業内容

3. 1 事業の要件

応募にあたっては、下記の①～⑩の要件を全て満たす必要があります。

- ① 躯体（外皮）の省エネ改修を行うものであること。ただし、高機能換気設備を設置する場合は、換気経路の確保等の躯体又は外皮の改修で足りるものとし、断熱性能を高める躯体改修は必須としない。
- ② 建物全体におけるエネルギー消費量が、改修前と比較して 20%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事を実施するものであること。ただし、躯体（外皮）の改修面積割合が20%を超える場合は、15%以上の省エネ効果とする。なお、高機能換気設備を設置する場合は、設置する当該階単位においてエネルギー消費量が改修前と比較して20%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事を実施することも可とする（※1、※2、※3）。
- ③ 改修後に一定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと（※4、※5）。
- ④ 改修後の建築物の省エネルギー性能を表示すること（※6）。
- ⑤ エネルギー使用量の実態を把握する計測を行い、継続的なエネルギー管理、省エネルギー活動に取り組むものであること（※7）。
- ⑥ 省エネルギー改修工事とバリアフリー改修工事に係る事業費の合計が500万円以上であること（ただし、複数の建築物における事業をまとめて提案し、上記事業費以上となる場合も可とする）。
- ⑦ 改修後に耐震性を有すること（※8）。
- ⑧ 原則として、採択後から採択を受けた年度の年度末までの間に工事契約等の締結を行うものであること（※9）。
- ⑨ 事例集等への情報提供に協力すること（※10）。
- ⑩ 延べ面積が2,000㎡以上の建築物に対して行う改修の場合には、ライフサイクルカーボン評価を実施すること（※11、※12、※13、※14、※15）。

※1 改修工事を伴わず、エネルギー使用量の計測等のみを行う事業は対象外です。

※2 省エネ効果の評価においては、エネルギー管理等によって設備の運用を改善すること等の効果は含みません。

※3 太陽光発電設備は、補助の対象となりません。また、導入に伴う発電量を省エネ効果に加えることはできません。

※4 一定の省エネルギー性能に関する基準とは、平成27年7月に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律※（平成27年法律第53号）」（以下、「建築物省エネ法」という）第2条第3号の規定に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（経済産業省令・国土交通省令第1号、平成28年1月29日）」において、既存建築物の一次エネルギー消費量基準（平成28年4月1日時点で現に存するものは基準エネルギー消費量の1.1倍、それ以外は1.0倍以下であること）を満たすことをいいます。

※建築物省エネ法に関する資料は、下記のホームページに掲載しておりますので参照ください。

「国土交通省 建築物省エネ法のページ」

(<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/shoenehou.html>)

- ※5 採択されたプロジェクトは、当該建築物が改修後に所定の省エネルギー性能であることの第三者評価を受け、評価結果を、4. 2. 5に記載の「完了実績報告書」と併せて提出していただきます。提出された第三者評価の評価結果が、所定の省エネルギー性能を満足していない場合、補助金の交付を受けることができませんのでご注意ください。第三者評価は、BELS※による評価結果またはこれと同等のものを提出いただくこととします。

※「BELS」（建築物省エネルギー性能表示制度）は、国土交通省が制定した「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針」において第三者認証制度の一つとして位置づけられたラベリング制度です。詳細は下記のホームページを参照してください。

「国土交通省 建築物省エネ法の表示制度のページ」

(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000114.html)

「一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 建築物省エネルギー性能表示制度について」

(<https://www.hyoukakyokai.or.jp/bels/bels.html>)

- ※6 第三者評価を受けた省エネルギー性能を表示し、建築主に説明していただきます。また、4. 2. 5に記載の「完了実績報告書」において、説明に使用した省エネ性能ラベルの写しを提出していただきます。

- ※7 建物全体または設備単体等のエネルギー使用量の実態を把握するために必要となる計測が対象となります。ただし、実態を把握する方法は提案者が提案する方法とし、新たに計測設備を設置せずに実態を把握できる場合は、計測設備の設置は不要です。

(例)・エネルギー事業者からの料金請求書等に記載されている使用量を建物全体のエネルギー使用量として集計し、月別の傾向や対前年との比較、エネルギー消費原単位※等により継続的な管理を行う

- ・改修した設備のエネルギー使用量を計測し、設備単体の運用状況や建物全体のエネルギー使用量に対する割合等を把握する
- ・設備毎のエネルギー使用量を計測し、設備毎の運用状況や建物全体のエネルギー使用量の内訳等を把握する
- ・エネルギー使用量が見える化するシステムの活用等により、各種設備の運用状況やエネルギー使用量等を把握する

※エネルギー消費原単位：エネルギー使用量を、建物床面積等で除したものでエネルギー使用量の管理の指標となるもの

- ※8 原則、新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日に施行された建築基準法施行令第 3 章および第 5 章の 4 に規定する基準をいう。）に適合、又は、耐震改修促進法に基づく「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」（平成 18 年国土交通省告示 185 号）に適合しているものを表します。

- ※9 原則として、補助対象工事等を含む契約は採択日以降に締結し、当該年度中に着手す

るものを補助事業等の対象とします。採択時点で、すでに着手または契約を締結しているものは対象となりません。また、原則として年度内に事業の実績に係る報告が必要となりますので、「4. 2. 5 実績報告及び額の確定」をご参照ください。

- ※10 事業完了後のアンケート調査票の提出や、事例集等への情報提供に協力いただきます。「4. 3. 4 実績の報告」についてもご確認ください。
- ※11 LCCO₂評価に使用するツールは、資材製造段階、施工段階、使用段階（資材関連）、使用段階（光熱水関連）、解体段階の5つの区分に分けた形でライフサイクルカーボンを算定可能で、算定に当たり一次データ及び統計値から数量が得られない場合等は、合理的なシナリオのもとで算定可能なものに限りします。
- ※12 LCCO₂評価を行う時点は実施設計時、見積契約時、竣工時のいずれかとし、LCCO₂評価の実施後には結果を速やかに国土交通省等に報告してください。
- ※13 報告を受けた内容を統計処理し、個別の建築物が特定されないようにした上で、国土交通省において公表及び制度検討等に活用することを想定しています。なお、算定内容の審査等を目的に評価事業者へ情報提供することがあるのでご承諾ください。
- ※14 LCCO₂評価に要する費用は、建設工事等に係る補助額に含めて申請することは可能です。申請する場合は（様式4-2）に記載してください。また、本事業の補助額として申請を行わない場合は、建築GX・DX推進事業を活用することも可能です。（補助金を重複して受け取ることはできません。）
- ※15 詳細については、別紙「既存建築物省エネ化推進事業（LCCO₂評価実施型）におけるCO₂等排出量の算定・評価の方法」をご確認ください。

なお、「環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市」及び「脱炭素先行地域」に立地するプロジェクトや、「スマートシティモデル事業」および「エコスクール・プラス」で採択されたプロジェクトの提案については、評価において考慮しますので、当該都市の計画書に示された方針等との関連性を本事業の申請書「様式3-1」において説明してください。

「環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市」(<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/index.html>)

「脱炭素先行地域」(<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/>)

「スマートシティモデル事業」(https://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi_tosiko_tk_000040.html)

「エコスクール・プラス」(https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/1289498.htm)

3. 2 対象事業者

3. 2. 1 提案者

本補助金の交付を受けて事業を行う、次に掲げる者が提案者となります。また、事業を行う者のグループでの提案も可能です。

- ・省エネルギー改修工事を行う建築主等（民間事業者等）
- ・建築主と一体的に又は連携して省エネルギー改修工事を行う者等（ESCO事業者、リース事業者、エネルギーサービス事業者等）

同一建物における省エネ改修工事は、一つの提案として応募してください。同一建物にて複数の応募があった場合は、全ての応募が無効になりますので、ご注意ください。

提案時に補助対象となる建物は、確定していることが必要ですので、ご注意ください。
なお、補助金の交付ではなく、評価のみを目的とする応募は認めておりません。

3. 2. 2 補助を受ける者

原則、提案者と補助を受ける者は同一者としします。なお、グループで提案する場合には、補助金の交付手続きを行う代表者を決めていただきます。

3. 3 補助額

3. 3. 1 省エネルギー改修工事に係る補助額

省エネルギー改修工事に係る補助額は、次の（１）に掲げる建設工事等に係る補助額、（２）に掲げるエネルギー使用量の計測等に係る補助額及び（３）に掲げる附帯事務費の合計です。

また、建築物の改修による省エネ効果に応じて設定した標準単価によって簡易に補助金額を算定する方法（以下、「標準単価方式」という。）でも応募可能であり、（４）に掲げる標準単価方式によって算出した額を補助額とすることも可能です。なお、予算の状況に応じて、年度別の補助額などを調整することがあります。

（１）建設工事等に係る補助額

① 補助額

建設工事等に係る補助金の額は、１）～２）の費用の合計の３分の１以内の額としします。（ただし、開口部の日射調整フィルムの工事に係る補助金の額は、当該費用の６分の１以内の額としします（日射調整フィルムの工事費のうち、２分の１の額を補助対象とし、この補助対象費用に対し、３分の１以内の額を補助します。）。）

１）工事費

躯体（外皮）の省エネルギー改修工事^{※1}に要する費用、設備の附帯工事費。

２）設備費

原則として、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」の第１条に定める建築設備の設備費。

② 補助対象とならないもの

次の建設工事等は、補助対象となりません。

１）建築主が分離して購入可能な後付の家電に類するもの

- ・ 冷暖房器具のうち、家庭用エアコン、蓄熱電気暖房機、FF 式暖房機等
- ・ 壁掛け式熱交換型換気設備^{※2}
- ・ 浴室・衛生関連設備のうち、ユニットバス、トイレ等の節水器具、シャワーヘッドの交換、温水暖房便座、食器洗浄機等
- ・ 調理器具（ガスコンロ、IHクッキングヒーター等）
- ・ 照明器具のうち、容易に脱着ができる照明器具（引掛シーリング等）、プラグで接続する照明器具、電球の交換など工事を伴わない器具の交換 等

２）専用形非常灯、避難口誘導灯、通路誘導灯

３）外灯、看板など屋外に設置する照明設備

４）遮熱シート、屋上緑化他これに類するもの

- 5) 原則として、高効率変圧器や非常用発電機など、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」の第1条に定める建築設備以外のもの（ただし、建築設備の省エネルギー改修工事に付帯する工事を除く）
- 6) 太陽光発電設備
- 7) 蓄電池

※1 躯体（外皮）の省エネルギー改修工事としては、屋根・外壁等（断熱、遮熱塗料）、開口部（複層ガラス、二重サッシ、日射調整フィルム等）、日射遮蔽（庇、ルーバー等）、躯体（外皮）の改修を伴うものを想定しています。なお、遮熱塗料、日射調整フィルムについては、それぞれ下記に示す事項のすべてを満足するものを補助対象とします。

a. 遮熱塗料

- 1) JIS K 5675:2011（屋根用高日射反射率塗料）認定品または同等の性能を満足するものであること

b. 日射調整フィルム

- 1) JIS A5759:2016（建築窓ガラス用フィルム）で規定される日射調整フィルムの遮蔽係数、可視光線透過率、耐候性の性能を満足することが、第三者の客観的な評価によって示されているものであること^{注1)}
- 2) 改修前と改修後の冷房負荷及び暖房負荷について、低減量及び増加量がシミュレーション計算等により確認されており、改修後の熱負荷が低減されていること
- 3) フィルムの施工箇所について、メーカー等の熱割れ計算によって、熱割れの可能性が低いことが確認されていること
- 4) 一定期間の経過後に貼り替えの必要が生じる可能性があること、金属を使用しているフィルムについては電波障害を伴う可能性があるなど、日射調整フィルムの特性が建築主等に明示され、了解されていること
- 5) 「ガラス用フィルム施工技能士^{注2)}」の技術資格を有するもの若しくはこれと同等と認められる技能を有するものによる施工であること
- 6) 国内での施工実績を有するものであること

なお、上記5)については、応募時点で施工者が未定であっても提案は可能ですが、採択後の交付申請時に5)を満足することを確認し、これに反する場合は採択の取り消しとなる場合がありますので、ご注意ください。

注1) 遮蔽係数、可視光線透過率、耐候性の計測・試験方法は、JIS A5759:2016(建築窓ガラス用フィルム) によるものとする。

注2) 職業能力開発促進法による1級または2級ガラス用フィルム施工技能士をいう。

※2 1台の換気設備に合計1m未満のダクトしか使用していないもので、外壁に設置するパイプ用ファン等が設けられている換気設備とする。

(2) エネルギー使用量の計測等に係る補助額

① 補助額

エネルギー使用量の計測等に係る補助金の額は、1)～2)の費用の合計の3分の1以内の

額とします。ただし、エネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費が 100 万円を超える場合は、1 事業あたり建設工事等に係る事業費の 10%の額と当該補助対象事業費のいずれか低い額とし、100 万円以下の場合は、当該補助対象事業費の額とします。なお、複数棟をまとめて提案する場合は、建物毎に補助金の額を算定してください。

1) 工事費（機器設置費等）

- ・計測機器等の設置に係る費用

2) 設備費（計測機器費）

- ・センサー、データロガー、データ収集・分析等のエネルギー管理に係るソフトウェア等

② 補助対象とならないもの

次の費用は、補助対象となりません。

- ・エネルギー計測・管理システムの運用に係る費用（電力費、通信費、分析費、ソフトウェアライセンス維持費等）

（３） 附帯事務費

別表 1. 1 に掲げる経費について、本事業の遂行に必要となる経費の実績額に基づいて、上記の（１）に掲げる建設工事等に係る補助額（国費）、（２）に掲げるエネルギー使用量の計測等に係る補助額（国費）の合計額の 2.2%以内の額を、附帯事務費として補助します。

なお、別表 1. 2 に掲げる経費は、補助の対象とならないため、ご注意ください。

※採択後の補助金交付の手続きでは、附帯事務費として認められた経費について、領収書等で支払いを証明していただくことで附帯事務費が支払われます。

（４） 標準単価方式による補助額

標準単価方式による場合、補助金の額は、別表 2 に掲げる当該建築物の省エネ効果に応じた標準単価に、当該建築物の延べ面積を乗じて算出した額の 3 分の 1 の額とします。

また、補助額は、採択後の交付申請において補助対象工事を上記（１）（２）に掲げる項目及び（１）（２）以外の省エネルギーに関する工事並びにそれらの設計費に特定していただき、その費用の合計（以下、「総事業費」という。）に 0.85 を乗じて算出した額の 3 分の 1 以下の額とします。補助対象工事を特定する場合、上記（１）の②に掲げる建設工事等、同（３）に掲げる附帯事務費は対象外とします。

$$\text{補助額} = \text{延べ床面積}^{1)} \times \text{省エネ効果に応じた標準単価}^{2)} \times 1/3 \leq \text{総事業費}^{3)} \times 0.85 \times 1/3$$

1) 補助申請する当該建物の延べ床面積(m²)

（申請建物の延べ床面積を証明するため建築確認申請書のコピーを提出してください。）

2) 別表 2 に掲げる省エネ効果に応じた標準単価

3) 下記費用の合計

- a. （１）に掲げる省エネルギー改修工事等の費用
- b. （２）に掲げるエネルギー使用量の計測等に係る費用
- c. （１）、（２）以外の省エネルギーに関する工事費用
- d. 上記 a. ～c. に関する設計費

なお、提案申請時は省エネ計算の算定結果に応じて別表 2 に掲げる標準単価を選択すること

で応募できますが、採択以降は、当該方式から変更することはできませんので、ご注意ください。

(5) 補助限度額

上記の(1)に掲げる建設工事等に係る補助額(国費)、(2)に掲げるエネルギー使用量の計測等に係る補助額(国費)及び(3)に掲げる附帯事務費の合計額について、1事業あたり5,000万円を補助限度額とします。うち、(1)に掲げる建設工事等に係る補助額(国費)及び(2)に掲げるエネルギー使用量の計測等に係る補助額(国費)の合計額において、設備に要する費用は2,500万円を補助限度額とします。

また、(2)に掲げるエネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費は、100万円を超える場合は1事業あたり建設工事等に係る事業費の10%の額と当該補助対象事業費のいずれか低い額とし、100万円以下の場合は、当該補助対象事業費の額とします。

上記の(4)に掲げる標準単価方式を選択する場合は、(3)に掲げる附帯事務費と(4)の標準単価方式による費用の合計額は、1事業あたり5,000万円を補助限度額とします。また、採択後、交付申請時に補助対象工事を特定する場合、(1)に掲げる建設工事等に係る補助額(国費)及び(2)に掲げるエネルギー使用量の計測等に係る補助額(国費)のうち、設備に要する費用は2,500万円を補助限度額として査定します。

(6) その他

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。事業費及び補助対象事業費は消費税等を除いた額としてください。

他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。)の対象となっている事業は補助の対象とはなりませんが、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることができます。他の補助金の対象となっている場合、又は申請を行っている若しくは申請を行う予定がある場合は、補助対象となる部分を明確に切り分けて申請する必要があります。

3. 3. 2 バリアフリー改修工事に係る補助額

省エネルギー改修工事に加えてバリアフリー改修工事を併せて実施する場合は、3. 3. 1の省エネルギー改修工事に係る補助額に加え、(1)に掲げるバリアフリー改修工事に係る補助額と(2)に掲げる附帯事務費を加算することができます。省エネルギー改修工事を行わず、バリアフリー改修工事のみ実施する提案は認められません。

(1) バリアフリー改修工事に係る補助額

バリアフリー改修工事に係る補助額は、別表3のⅠ)～Ⅷ)のいずれかの箇所のバリアフリー改修(バリアフリー化のための新設を含む。)に係る工事費の合計の3分の1以内の額とします。ただし、バリアフリー改修工事に係る補助額は、省エネルギー改修工事に係る補助額以下とします。

別表 3 補助対象となるバリアフリー改修工事

改修箇所	工事内容
I) 出入口	※別表 4 の仕様を満たす改修工事
II) 廊下等	
III) 階段	
IV) 傾斜路（スロープ）	
V) エレベーター（VI）を除く。）及びその乗降ロビー	
VI) 特殊な構造または使用形態のエレベーター	
VII) 特殊な構造または使用形態のエスカレーター	
VIII) 便所	

（２）附帯事務費

省エネルギー改修工事に加えてバリアフリー改修工事を併せて実施する場合は、別表 1. 1 に掲げる経費について、本補助事業の遂行に必要となる経費の実績に基づいて、上記（１）に掲げるバリアフリー改修工事に係る補助額の合計額の 2.2%以内の額を、附帯事務費として補助します。なお、別表 1. 2 に掲げる経費は、補助の対象とならないため、ご注意ください。

（３）補助限度額

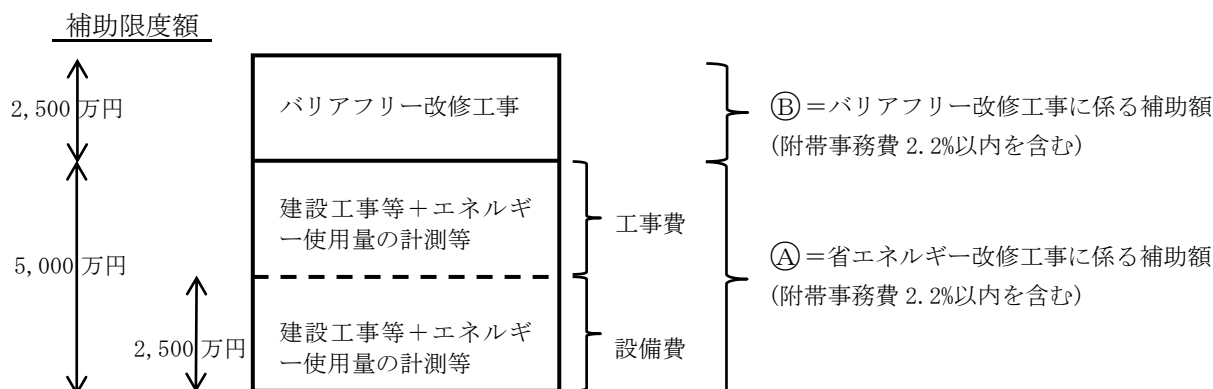
省エネルギー改修工事に加えてバリアフリー改修工事を併せて実施する場合は、3. 3. 1 省エネルギー改修工事に係る補助額に、（１）に掲げるバリアフリー改修工事に係る補助額と（２）に掲げる附帯事務費の合計で 1 事業あたり 2,500 万円を補助限度額として加算できます。

（４）その他

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。事業費及び補助対象事業費は消費税等を除いた額としてください。

他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる給付金及び同項第 2 号に掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は補助の対象とはなりませんが、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることができます。他の補助金の対象となっている場合、又は申請を行っている若しくは申請を行う予定がある場合は、補助対象となる部分を明確に切り分けて申請する必要があります。

(参考) 補助限度額のイメージ



※ ① ≥ ② となること。

※ エネルギー使用量の計測等に係る補助限度額は、エネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費が 100 万円を超える場合は、1 事業あたり建設工事等に係る事業費の 10% の額と当該補助対象事業費のいずれか低い額とし、100 万円以下の場合は、当該補助対象事業費の額とします。

3. 4 複数年度にまたがる事業に対する補助

複数年度にわたる事業については、予め各年度の事業計画を提出していただき、原則として補助対象部分についての出来高に応じた支払いが完了するものについて、各年度に補助を行います。令和 8 年度は、当該年度中に工事が行われ、支払いが完了した部分について補助を行います。

次年度以降の工事分については、次年度以降の予算の状況によるため確定することはできませんが、予算の範囲内で優先的に補助金を交付することとなります。従って、採択をもって次年度以降の補助金交付を約束するものではないことにご留意ください。なお、前述のとおり、次年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助金の額が交付できない場合がありますので留意してください。

4. 事業の実施方法

当該事業は、提案公募と補助金交付の 2 段階の手続きを経て行われます。

(1) 提案公募

国土交通省が民間事業者等に対して提案を公募します。応募にあたっては事業登録と応募書類提出の 2 段階の手続きが必要です。応募書類の提出があった提案について、4. 1. 2 のとおり、学識経験者等による評価委員会の評価を踏まえて、国土交通省が事業の採択を決定します。なお、予算に限りがあるため、応募多数の場合は優先順位をつけて採択事業を決定しますのでご留意ください。

(2) 補助金交付

補助金を受けるためには、定められた時期に交付申請を行うとともに、事業終了時に実績報告を行っていただく必要があります。

4. 1 提案公募

4. 1. 1 公募

2. の応募方法に記載のとおり、公募期間の間に本事業のホームページにて事業登録の上、必要書類を揃えて、提出してください。審査にあたって提出いただく書類は次のとおりです。なお、各書類の様式は、本事業のホームページからダウンロード可能です。

※ 応募書類の提出前に、事業登録をしていただく必要がありますのでご注意ください。

(1) 省エネルギー改修工事の内容

提案する躯体（外皮）改修、設備改修等について、改修内容を簡潔に記載してください。

(2) 省エネルギー改修工事の範囲

躯体（外皮）改修について、項目別に改修範囲を明示し、項目別の改修割合等を記載してください。また、設備改修について、改修範囲を明示し、設備別の改修割合等を記載してください。

(3) 省エネルギー改修工事の省エネ効果

提案する省エネルギー改修工事の省エネ効果について、算定根拠を、前提条件や計算式等を含めて記載してください。

(4) エネルギー使用量の計測・管理の内容

提案するエネルギー使用量の計測、エネルギー管理の内容について、目的、計測範囲や計測方法などを記載してください。

(5) バリアフリー改修工事の内容

バリアフリー改修内容について、簡潔に記載してください。

(6) 補助対象となる部分の経費の内訳

対象となる省エネルギー改修工事（計測機器の設置工事等を含む）、バリアフリー改修工事についての積算根拠を含めて、事業費の内訳を記載してください。

4. 1. 2 審査結果

国土交通省が、評価委員会の評価をもとに、事業※の採択を決定し、代表提案者に通知します。

※補助対象事業は、採択日以降に契約する省エネルギー改修工事（エネルギー使用量の計測・管理に係る工事等を含む）、バリアフリー改修工事に限ります。

※応募多数の場合、補助対象額を精査することがあります。

※応募多数の場合、以下の調整をすることがあります。

- ・ 躯体（外皮）改修の割合が高いもの、省エネ効果が高いもの、設備改修において複数種類やエネルギー消費割合の高い設備を対象とし改修効果が高いもの等、省エネ改修として総合的に効果が大きいものを優先します。なお、総合的な効果が同水準の場合、高機

能換気設備を含む提案を優先します。

- ・ また、事業成果の効果的、効率的な普及の観点から、特に公共性の高い建物等に係るプロジェクトについても考慮します。
- ・ なお、優先順位をつける際、同一の申請者（グループを含む）、同一の補助を受ける者からの複数の応募案件については、応募状況によって採択事業数や補助金交付額の調整を行うことがあります。また、完了時期を考慮します。

4. 2 補助金交付

審査結果の通知時に交付申請の手続き等についてお知らせします。この内容に従い交付申請等の手続きを実施する必要があります。

なお、各手続きは採択後にお知らせする期限までに行う必要がありますので、ご注意ください。

4. 2. 1 交付申請

交付申請は採択後に配付される交付申請等マニュアルにより定める期間に行ってください。この交付申請が実施されないと審査において採択された事業であっても、補助金が交付されませんのでご注意ください。

また、交付申請時に設計図書、見積書、建築士による確認書類[※]等、必要な書類を提出いただき、その内容を確認すると共に、補助対象工事（省エネルギー改修工事及びバリアフリー改修工事）及び補助額についても精査を行います。

なお、申請者が以下の（１）～（３）のいずれかに該当する法人等（以下、「関係会社等」という。）からの調達をしない場合は、その旨を宣誓する宣誓書の添付を求めます。

（１）100%同一の資本に属するグループ企業

（２）補助事業者の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるもの。前号に定める者を除く。）

（３）補助事業者の役員である（親族を含む）者又はこれらの者が役員に就任している法人
申請者が関係会社等から調達を行う場合にあっては、補助金交付申請にあたり、関係会社等以外の2者を含めた3者以上からの見積りの結果から調達額が適正であることを示す資料を提出いただきます。

虚偽の申請であった場合は、交付決定を取り消し、又は本補助金の返還を求めることがあります。

※ 採択後の手続きにおいて、建築士による確認が必要であり、建築士は確認内容について責任を持つものとし、その旨を証明する書類を提出する必要があります。なお、不正があった場合は、建築士法に基づき処分を行う場合がありますので留意ください。

4. 2. 2 申請の制限

以下の事案に該当がある場合、補助金交付の申請が制限されます。

- （１）過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者等（団体含む）は、本補助事業への申請が原則として制限されます。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 6 項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団もしくは暴力団員を利用している者、資金等の供給もしくは便宜の供給等により直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者、または暴力団もしくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者の本補助金への申請が制限されます。

4. 2. 3 交付決定

交付申請を受け、以下の事項などについて審査し交付決定を行います。交付決定の結果については、交付規程に従って申請者に通知します。

- ・ 交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ・ 補助事業の内容が、交付規程及び募集要領の要件を満たしていること。
- ・ 補助対象事業費には、他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第 2 条第 4 項第 1 号に掲げる給付金及び同項第 2 号に掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。

4. 2. 4 補助事業の計画変更

補助事業者は、補助事業の計画を変更する場合、事前に事務事業者へご相談ください。

補助事業者は、補助事業に要する経費の大幅な減額や、当該事業の中止・廃止に伴い採択または交付申請を取り下げる可能性がある場合、個別に国土交通省及び事務事業者に対し、その理由・事情に関するヒアリングを受ける必要があります。

補助事業者は、やむを得ない事情により、次の①または②を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認等を得る必要があります。

①補助事業の内容または補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合

②補助事業を中止し、または廃止する場合

なお、当該事業の中止・廃止に伴い採択または交付申請を取り下げた場合には、次回以降の審査において考慮する場合があります。

また、補助事業者は、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事務事業者にご報告ください。

このような手続きを行わず、導入を予定していた設備等がとりやめになる場合など計画内容に変更があり、採択された内容と異なると判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。なお、すでに補助金が交付されている場合には、補助金を返還いただくことがありますのでご注意ください。

4. 2. 5 実績報告及び額の確定

補助事業者は、補助事業が完了したときは、「完了実績報告書」及び所定の省エネルギー性能であることの第三者評価を受けた評価結果等を提出していただく必要があります^{*1}。なお、本手続きは採択後に配付される交付申請等マニュアルにより定める期間に行ってください。

公募により採択された事務事業者は、「完了実績報告書」を受理した後、交付申請の内容に沿って事業が実施されたか書類の審査を行うとともに、所定の省エネルギー性能に関する基準

を満足していることを確認し、更に必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。また、補助対象部分の支払いを証明する書類として、工事契約書とあわせて、以下の①に掲げるものから2点、もしくは①及び②に掲げるものからそれぞれ1点を提出してください。

①受領の証明書類

- ・施工会社から建築主に発行した領収書
- ・建築主からの入金を確認できる施工会社の通帳（口座情報が確認できること）の写し（インターネットバンキング含む）

②送金の証明書類

- ・建築主が施工会社へ送金した際の振込受付書
- ・建築主が施工会社へ送金した際の振込明細書
- ・施工会社への送金を確認できる建築主の通帳（口座情報が確認できること）の写し（インターネットバンキング含む）

提出書類のうち工事契約書は、採択日以降の日付のものに限ります。詳細は採択後にお知らせします。

なお、開設に際して許認可等が必要な学校等の施設に補助対象が含まれる場合、許認可等がなされたことを確認してから補助金の支払いを行うことになります。

※1 事業完了後に補助対象となっている省エネルギー改修工事、エネルギー使用量等の計測機器の設置、バリアフリー改修工事が適切に実施されたことが確認できるような施工前、施工後の写真、及び所定の省エネルギー性能であることに関する第三者評価による評価結果、建築主への説明に使用した省エネ性能ラベルの写しの提出を求めますので、ご留意ください。

4. 2. 6 複数年度にまたがる事業の場合

複数年度にまたがる事業の場合には、交付申請の前に全体設計承認申請書を提出し、予め各年度の事業計画の承認を受ける必要があります。

その他、以下の点に留意してください。

- (1) 採択後に承認を受けた事業計画に従い、4. 2. 1～4. 2. 4に準じて、初年度の交付申請を行ってください。
- (2) 次年度以降については、工事等を継続することが可能ですが、承認を受けた事業計画に沿って、毎年交付申請を行う必要があります。
- (3) 事業計画を途中で変更しようとする場合には、速やかに協議を行っていただく必要があります。

4. 2. 7 採択後に事業を実施しなかった場合の留意事項

応募した事業が採択を受けたにも関わらず、事業を実施しなかった場合には、その後の住宅局の補助事業等で補助金の交付を受けられない場合があることをご承諾ください。

4. 2. 8 不適切な行為に対する措置

本事業の実施に当たり不適切な行為があった場合は、必要に応じて、次の措置を講じます。

- (1) 国土交通省が発注する業務に関する指名の停止
- (2) 国土交通省住宅局の他の補助事業又は委託事業への応募又は応札の制限
- (3) 申請者等の名称（法人の代表者、役員、経理に関する監査責任者の名称を含む。）、不適切な行為の内容等の公表
- (4) 申請者が建設業者、宅建業者等の許可等を得ている者の場合は、監督官庁への通報
- (5) 建築士又は建築士事務所が関与した場合は、監督官庁への通報

4. 2. 9 経理に関する留意事項

- (1) 本事業の着手に当たっては、本事業の経理に関する管理責任者を選任し、人件費に関する補助金が含まれる場合は、事業への従事状況を把握する体制を申告すること。
- (2) 人件費に関する補助金が含まれる場合は、業務日報等の従事状況を確認することができる書類等（業務管理システムのデータ、業務に係るメールの履歴、開催日時が記録された会議記録等）を保存し、国土交通省の求めに応じて、当該書類等の写しを提出すること。
- (3) 国土交通省の求めに応じて、本事業の実施期間中に、経理に関する検査、本事業に従事する者へのヒアリング調査等に対応すること。
- (4) 人件費に係る消費税は、補助金の交付対象とならないこと。
- (5) 本事業が完了したときは、本事業の経理に関する監査の実施報告書を提出すること（監査役又は監事がない場合は、経理に関する管理責任者以外の役員等が行うものとする。）。

4. 2. 10 事業実施に関する留意事項

交付決定後、事業実施中に募集要領等に定める要件を満たさなくなり適正に完了されない場合は、補助金を交付しないことがあります。また、補助金の支払われた事業が、事業完了後に募集要領等に定める要件を満たさなくなった場合は、合理的な事由があるときを除き、原則として補助金の返還を求めることとします。

4. 3 事業中及び事業完了後の留意点

4. 3. 1 取得財産の管理等について

補助事業者は、当該補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助事業者は、設計費に係るものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価 50 万円以上のものについては、補助事業完了後 10 年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）において耐用年数が 10 年未満のものにあってはその耐用年数の間）は承認なく補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊しすることはできません。なお、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部または一部を納付させることがあります。

4. 3. 2 建築物の解体撤去または建て替えについて

耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律 平成 25 年 11 月 25 日改正施行）の施行に伴い、補助対象となる建築物に対して下記事項にご留意ください。

本補助を受け改修を行った建築物を償却期間内に解体撤去または建て替え等を行った場合は、所管行政庁等の指導によるものであったとしても、本補助の目的に反しているとみなし、補助金の返還となります。補助の申請時においてはこのことに留意し、解体撤去または建て替えの可能性を十分考慮すること。

4. 3. 3 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ①適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第 17 条の規定による交付決定の取消、第 18 条の規定による補助金等の返還及び第 19 条第 1 項の規定による加算金の納付。
- ②適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則。
- ③相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

4. 3. 4 実績の報告

補助事業者は、事業完了後、原則 2 年間のエネルギー消費に関する報告と改修前のエネルギー消費量などその効果がわかるものの提出に協力していただきます。当該データを元に分析等を行い、その結果を公開することがあります。

また、省エネルギー改修工事等の調査・評価のために事後のアンケートやヒアリング、より詳細な計測データの提供及び実測調査等に協力していただくことがあります。

※ 改修後のエネルギー使用量については、改修工事完了後から工事完了の年度末まで、及び工事完了の翌年度から 2 年間の期間について、計測内容に応じ、対象設備等の月別のエネルギー使用量を報告していただきます。

（例 令和 5 年 1 月に工事が完了した場合：令和 5 年 2 月～令和 5 年 3 月及び令和 5 年 4 月～令和 7 年 3 月までのエネルギー使用量を報告）

※ 改修前のエネルギー消費量は、改修前の 1 年間について建物全体のエネルギー使用量（複数年間の平均値でも可）を報告していただきます。

※ その他の特記すべき取組みを本事業の一環として行う場合、取組み状況等について報告していただくことがあります。

4. 3. 5 その他

本資料によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年内閣府・建設省令第 9 号）

- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付け建設省住発第 120 号住宅局長通達）
- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成 7 年 11 月 20 付建設省住総発 172 号住宅局長通知）
- 七 建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付建設省会発第 641 号建設事務次官通知）
- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号住宅局長通知）
- 九 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取り扱いについて（平成 20 年 12 月 22 日付国住総第 67 号住宅局通知）
- 十 住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け国住生第 9 号）
- 十一 既存建築物省エネ化推進事業（LCCO₂評価実施型）補助金交付規程（令和 8 年 4 月 7 日（令和 8 年 5 月 26 日改訂））
- 十二 その他関連通知等に定めるもの

5. 情報の取り扱い等について

5. 1 事業成果等の公表

普及促進を目的に省エネ改修の推進について広く一般に紹介するため、シンポジウムの開催、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容及びエネルギー使用状況などに関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、当該提案者等事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

5. 2 個人情報の使用・利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー・シンポジウムの案内、アンケート等の調査について利用することがあります。

また、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

なお、本事業において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還が生じた場合には、本申請に係る個人情報について他省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当課に当該返還事案の概要（法人又は申請者名、補助金名、交付決定額・補助事業の実施期間・返還を生じた理由・講じられた措置の内容等）を提供することがあります。

6. 提出書類

提案者は、公募期間中に、提出書類一覧表に従って提案する改修工事等の内容に応じた必要部数を揃えて提出してください。

6. 1 提出先

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-8-9 HB平河町ビル 5階
既存建築物省エネ化推進事業（LCCO₂評価実施型）評価事務局
（電話番号：03-3222-8055）
（メールアドレス：kaishu@hyoka-jimu.jp）

6. 2 提出部数

3部（正1部、副（正のコピー）2部※）

※ 正にカラーページがある場合には、副の2部についてもカラーで提出してください。

6. 3 電子ファイルの提出

提出書類を3部提出することに加え、提出書類の電子ファイルを提出書類一覧表に示す形式で6. 1に記載の提出先（メールアドレス）へ提出してください。なお、提案申請書・様式において使用しなかったシートについては、削除せず空欄のままとしてください。

6. 4 提出書類

1棟の建築物の提案を応募する場合と、複数棟の建築物をまとめて提案する場合で、一部様式が異なりますので、該当する様式を使用してください。また、以下の事項に注意し、書類を提出してください。

※ 「様式2-1」の後に、事業登録時の確認画面（フェイスシート）を綴じてください。

※ 次頁に示す提出書類一覧表のうち、①～⑱までをA4サイズ片面印刷にまとめて、1部ずつクリップ留めしてください。（ホッチキスで綴じないでください。また、中表紙、インデックスは不要です。ファイル等に綴じる必要もありません）

※ 次頁に示す提出書類一覧表のうち、⑲及び⑳は、提案申請書とは別に添付してください。

※ 提出書類の改修割合、省エネ率等は、小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで記入してください。

※ 提出書類が、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。

提出書類一覧表

書類名	提出書類 ◎必須、○必要に応じて添付		提出書類 部数	提出電子 データ	備考
	1 棟	複数棟			
①提案申請書	◎	◎	3 部（正 1 部、副 2 部）片面印刷 ※A 4 サイズとして 1 部ずつクリップ留めのこと	Excel (.xlsx)	様式 1
②事務連絡先	◎	◎			様式 2－1
③補助事業の実施場所の概要	－	◎			様式 2－2
④提案事業の概要（省エネ改修工事及びエネルギー計測・管理等）	◎	◎			様式 3－1
⑤改修割合の算定シート	◎	◎			様式 3－2
⑥省エネ効果の計算シート	◎ どちらかの様式を使用	◎ 建物ごとにどちらかの様式を使用			様式 3－3
⑦省エネ効果の計算シート ＜簡易計算用＞					様式 3－4
⑧省エネ効果等の計算根拠	◎	◎			様式 3－5
⑨エネルギー計測・管理の内容	◎	◎			様式 3－6
⑩事業計画及び補助申請額	◎	◎ 複数棟用			様式 4－1
⑪事業費の内訳（建設工事等に係る事業費、エネルギー使用量の計測等に係る事業費）	◎	◎ 複数棟用			様式 4－2，4－3
⑫標準単価方式による補助金の額の算定	○	○ 複数棟用			様式 4－4
⑬バリアフリー改修工事の概要及び事業費の内訳	○	○ 複数棟用			様式 4－5 （バリアフリー改修工事を実施する場合）
⑭日射調整フィルムに関する添付資料	○	○			別添様式 1 （日射調整フィルムによる改修を提案する場合）
⑮所定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと及びその表示を確約する念書	◎	◎			別添様式 2
⑯耐震性に関するチェック項目	◎	◎			別添様式 3
⑰宣誓書	◎	◎	1 部	PDF	別添様式 4
⑱応募書類のチェック表	◎	◎	3 部（正 1 部、副 2 部）片面印刷 ※A 3 の場合は A 4 サイズ折込クリップ留めのこと		別添様式 5
⑲改修対象範囲等を明示した図面類	◎	◎			別添資料 1 （書式自由）
⑳エネルギー使用量の計測範囲・方法を明示した図面類	◎	◎			別添資料 2 （書式自由）
㉑機器一覧表	○	○	Excel (.xlsx)		別添資料 3 （書式自由）

＜記入にあたっての留意点＞

①提案申請書（様式１）

- ・応募書類は１枚を限度とします。
- ・事業登録時に通知する応募番号を必ず記入してください。
- ・バリアフリー改修工事の実施の有無を記入してください。
- ・代表提案者の欄について、法人の場合は法人名及び代表者名、個人の場合は氏名を記載してください。 （令和３年度から申請書の代表印等は省略可能です。）

②事務連絡先（様式２－１）

- ・事務連絡先を必ず２名分記入してください。その際、１名分が事業登録と同じ人の場合は、所定の場所にチェックを入れ、事務連絡先２のみ記入してください。
- ・事業登録時の内容確認画面（フェイスシート）をＡ４版で印刷し、様式２－１の後に綴じてください。

③補助事業の実施場所の概要（様式２－２）

- ・複数の建築物をまとめて提案する場合に提出してください（１棟の建築物での提案の場合には提出の必要はありません）。
- ・原則、応募書類は１枚にまとめてください。なお、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・必要事項を記載し、建物用途は、様式３－４の「別添資料 別表１」の例示にしたがって、該当する用途を選択してください。

④提案事業の概要（省エネルギー改修工事及びエネルギー計測・管理）（様式３－１）

- ・原則、応募書類は１枚にまとめてください。複数棟をまとめて提案する場合など、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・事業全体の概要には、省エネルギー改修工事、計測機器の設置工事の実施期間及び様式３－３以降で計算される省エネ率、様式４－１で計算される事業費合計及び補助申請額などを記載してください。
- ・省エネ改修の目的、エネルギー計測・管理の目的は、それぞれ箇条書きで簡潔に記載してください。
- ・高機能換気設備の提案の有無について該当する部分をチェックしてください。
- ・省エネ改修の内容は、建物ごとに、改修工事の範囲、改修する部位・設備の仕様、設備のシステムを記載してください（後述⑱参照）。
- ・また、エネルギー使用量の管理等に貢献する取組みを目的に、改修設備等のエネルギー計測・管理を行う場合は、その概要を記載してください（後述⑳参照）。

⑤改修割合の算定シート（様式３－２）

- ・応募書類は建物ごとに１枚を作成してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。

(例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目／5棟」と記載)

- ・躯体（外皮）改修工事の改修割合の算定に用いる項目別面積は、別添資料1（後述⑱参照）として添付する図面等をもとに記載してください。
- ・設備改修工事における改修割合の算定において、建物用途については、様式3－4の別添資料「記入上の留意点」を参照の上、同別添資料の別表1の例示にしたがって、該当する用途を選択してください。また、改修前エネルギー消費割合、設備別の改修割合については、様式3－5に算定根拠を記載してください。
- ・躯体（外皮）改修工事及び設備改修工事の改修割合、建物外皮面積に占める改修割合は、小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで記入してください。
- ・高機能換気設備を設置し建物部分（階単位）で申請する場合は、建物全体を建物部分（階単位）と読み替えることができます。高機能換気設備を設置しない場合は、申請単位は建物全体、躯体（外皮）の断熱改修が必須となります。

⑥省エネ効果の計算シート（様式3－3）

- ・応募書類は建物ごとに1枚を作成してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。

(例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目／5棟」と記載)

- ・改修前のエネルギー消費量は、該当する単位を表中の（ ）内に記載してください。
- ・改修工事内容別の省エネ効果は、提案する改修内容を選択し、必要事項を記載してください。
- ・省エネ率は%単位とし、小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで記載してください。
- ・高機能換気設備を設置し建物部分（階単位）で申請する場合は、建物全体を建物部分（階単位）と読み替えることができます。高機能換気設備を設置しない場合は、申請単位は建物全体となります。

⑦省エネ効果の計算シート＜簡易計算用＞（様式3－4）

- ・個々の改修工事について、省エネ効果を計算することが困難な場合などは、様式3－4の簡易計算用シートにて、その効果を簡便に求めることとします。
- ・応募書類は建物ごとに1枚を作成してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。

(例：5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目／5棟」と記載)

- ・改修前のエネルギー消費量は、該当する単位を表中の（ ）内に記載してください。
- ・様式3－4の別添資料「記入上の留意点」をよく読んで、表中の計算式に従って省エネ効果を算定してください。
- ・省エネ率は%単位とし、小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで記載してください。
- ・高機能換気設備を設置し建物部分（階単位）で申請する場合は、建物全体を建物部分（階

単位)と読み替えることができます。高機能換気設備を設置しない場合は、申請単位は建物全体となります。

⑧省エネ効果等の計算根拠(様式3-5)

- ・原則、応募書類は1枚にまとめてください。なお、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・計算根拠は、記入上の留意点をよく読んで、算定的前提となる数値、計算式等を具体的に記載してください。
- ・省エネ改修を実施する設備の主な仕様(機器一覧表)については、別添資料3として提出してください。
- ・省エネルギー量は、一次エネルギー換算値として記載してください。
- ・省エネ率は%単位とし、小数点第2位以下を切り捨てて小数点第1位まで記載してください。

⑨エネルギー計測・管理の概要(様式3-6)

- ・応募書類は建物ごとに1枚を作成してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。
(例: 5棟を提案する場合の2棟目の場合は「2棟目/5棟」と記載)
- ・エネルギー使用量の把握の方法及び活用方法について、実施する項目を選択してください。
- ・エネルギー計測・管理の詳細は、設備単体の計測を行う場合のみエネルギー計測方法、管理方法、活用方法等について具体的な取り組みについて記載してください。
- ・高機能換気設備を設置し建物部分(階単位)で申請する場合は、建物全体を建物部分(階単位)と読み替えることができます。高機能換気設備を設置しない場合は、申請単位は建物全体となります。

⑩事業計画及び補助申請額(様式4-1)

- ・原則、応募書類は1枚(複数棟の場合は2枚)にまとめてください。ただし、複数棟をまとめて提案する場合など、やむを得ない場合は適宜枚数を追加しても結構です。
- ・エネルギー使用量の計測等に係る補助対象事業費が100万円を超える場合は、1事業あたり建設工事等に係る事業費の10%の額と当該補助対象事業費のいずれか低い額とし、100万円以下の場合は、当該補助対象事業費の額とします。
- ・バリアフリー改修工事を実施しない場合は、「バリアフリー改修工事無し」、バリアフリー改修工事を実施する場合は、「バリアフリー改修工事を実施する場合」の様式に記入してください。
- ・バリアフリー改修工事に係る補助申請額は、省エネ改修等における補助額以下としてください。
- ・端数処理を行う場合は、千円未満切り捨てとしてください。特に、補助申請額や附帯事務費の算定にあたって、端数処理に注意してください。

- ・消費税等は除いた額として記載してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合には、「複数棟用」の様式を使用してください。

⑪事業費の内訳（省エネ改修における建設工事等に係る事業費、エネルギー使用量の計測等に係る事業費）（様式４－２、４－３）

- ・応募書類はできる限り簡潔にまとめてください。
- ・建設工事等に係る事業費は、様式３－３や様式３－４の分類に従って、適宜、工事項目を立てて、仕様、数量を明記してください。設備改修については、設置する個々の設備についてその概略仕様、台数等を記載してください。記載する金額は、千円単位とし千円未満切り捨てとしてください。
- ・エネルギー使用量の計測等に係る事業費は、適宜、仕様、数量を明記してください。計測機器については、設置する個々の設備についてその概略仕様、台数等を記載してください。記載する金額は、千円単位とし千円未満切り捨てとしてください。
- ・機器性能など、特記事項がある場合には、備考欄に記入してください。
- ・日射調整フィルムを採用する場合は、工事費を金額の欄に、その１／２の工事費を備考欄に記載してください。
- ・消費税等は除いた額として記載してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合には、「複数棟用」の様式を使用してください。

⑫標準単価方式による補助金の額の算定（様式４－４）

- ・標準単価方式により申請する場合は、建物ごとに作成してください。（標準単価方式を用いない場合には提出は不要です。）
- ・様式３－３又は様式３－４の省エネ率を転記する場合、小数点第一位を切捨て記入してください。
- ・省エネ効果に対応する標準単価に「○」をしてください。
- ・記載する金額は、千円単位とし千円未満切り捨てとしてください。
- ・消費税等は除いた額として記入してください。
- ・申請建物の延べ床面積を確認するため、建築確認申請書のコピーを提出してください。

⑬バリアフリー改修工事の概要及び事業費の内訳（様式４－５）

- ・バリアフリー改修を行う場合は、建物ごとに作成してください。
- ・複数棟をまとめて提案する場合は、建物名の欄に、提案する全建物数と何棟目にあたるのかを明記してください。
（例：５棟を提案する場合の２棟目の場合は「２棟目／５棟」と記載）
- ・バリアフリー改修工事を実施する場所について、別添資料１として添付する図面等をもとに記載してください。
- ・各施工部位が別表４に示した仕様を満足することを確認して、チェックを入れてください。
- ・記載する金額は、千円単位とし千円未満切り捨てとしてください。
- ・消費税等は除いた額として記入してください。

⑭日射調整フィルムに関する添付資料（別添様式1）

- ・日射調整フィルムによる改修を行う場合、建物ごとに作成してください。
- ・製品名、フィルム性能、年間冷暖房負荷の増減量を記載し、フィルム施工に係る留意点を確認してチェックを入れて、建物及びフィルム工事をする建築主等の名称を記載してください。（令和3年度から建築主等の押印は省略可能です。）

※ 応募にあたり、使用する日射調整フィルムが JIS で規定する性能を満足することを示す第三者による評価結果、日射調整フィルムの施工者が技能者であることを示す書類の添付は不要です。ただし、審査にあたり、必要に応じて書類提出を求めることがあります。
また、採択決定後、交付申請の手続きにおいて、別途確認できる資料を提出いただくことがあります。

⑮所定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと及びその表示を確約する念書（別添様式2）

- ・改修後の建築物において、所定の省エネルギー性能に関する基準を満たすこと、第三者評価を受けた省エネルギー性能を表示することを確約する念書です。
- ・念書は、建物ごとに作成してください。
- ・各項目を確認してチェックを入れて、補助対象建物の建築主の名称を記載してください。（建築主の押印は省略可能です。）

⑯耐震性に関するチェック項目（別添様式3）

- ・対象建物の耐震性について確認を行うシートです。
- ・それぞれ該当する項目の確認欄にチェックして提出してください。
- ・チェック項目シートは建物ごとに作成してください。

⑰宣誓書（別添様式4）

- ・本事業の応募にあたり、下記の事項について確認し、遵守することを宣誓してください。
 - 応募した事業が採択を受けた場合事業を実施すること
 - 上記の事項を遵守しなかった場合には、その後の住宅局の補助事業等で補助金の交付を受けられない場合があることを承諾すること

⑱応募書類のチェック表（別添様式5）

- ・提案申請書及び別添資料について、必要部数が整っているか、記載漏れがないか等のチェックを行うシートです。
- ・それぞれに該当する項目をチェックし、提案申請書に添えて提出してください。

⑲改修対象範囲等を明示した図面類（別添資料1）

- ・躯体（外皮）の改修割合の算定根拠として、立面4面及び平面図（屋根伏）に改修対象となる箇所を図示してください。
- ・高機能換気設備を導入する場合、換気経路の確保等の躯体または外皮の改修対象となる箇所を図示してください。また、高機能換気設備を設置する場所、換気対象となる室及び換

気対象面積を図示した資料を提出してください。

- ・ バリアフリー改修工事を実施する場合は、平面図に工事場所を図示してください。
- ・ 提出図面には、下記を記入してください。
○躯体（外皮）の改修割合の算定根拠（改修範囲、面積等）
- ・ なお、改修範囲等が具体的に明示されていない場合は、書類不備とし、審査対象外とする場合があります。
- ・ 提出図面はA 4またはA 3の片面印刷としてください。A 3の場合は、A 4サイズに折り込んでクリップ留めの状態で提出してください。

⑳エネルギー使用量の計測範囲・方法を明示した図面類（別添資料2）

- ・ 設備単体のエネルギー計測を行う場合は、その方法の確認を行うため、必要に応じて単線結線図や設備系統図等に計測対象となる範囲や設備、計測箇所等を図示してください。
- ・ 提出図面には、下記を記入してください。
○計測範囲及び対象設備、計測点、データ記録方法等
- ・ 提出図面はA 4またはA 3の片面印刷としてください。A 3の場合は、A 4サイズに折り込んでクリップ留めの状態で提出してください。

㉑機器一覧表（別添資料3）

- ・ 省エネ改修を実施する設備（改修前設備）の主な仕様を記載した一覧表と新たに導入する設備（改修後設備）の主な仕様を記載した一覧表を提出してください。
- ・ 提出図面はA 4またはA 3の片面印刷としてください。A 3の場合は、A 4サイズに折り込んでクリップ留めの状態で提出してください。

「高機能換気設備」の設置有無別の省エネ効果、補助申請額に係る様式作成について

(○：作成が必要な様式、記入が必要な欄 ×：作成不要な様式、記入不要の欄)

「高機能換気設備」の設置有無の別				設置しない	設置する					
申請対象範囲				建物全体	建物全体		建物の部分 (階単位)			
躯体の断熱性能向上に寄与する改修の有無				断熱改修 必須	断熱改修 行う	断熱改修 行わない	断熱改修 行う	断熱改修 行わない		
省エネ 効果計算、 補助申請額 算定に係る様式	様式3-1	提案事業の概要			○	○	○	○(*1)	○(*1)	
	様式3-2	改修割合の算定シート	1. 躯体改修における改修割合の算定							
			(1) 躯体（外皮）の改修面積割合		○	○	×	○(*1)	×	
			(2) 改修面積内訳		○	○	×	○(*1)	×	
			2. 設備改修における改修割合の算定							
			(1) 建物用途		○	○	○	○(*1)	○(*1)	
			(2) 設備改修の改修割合		○	○	○	○(*1)	○(*1)	
	様式3-3	省エネ効果の計算シート	建物ごとに どちらかの 様式を使用	1. 改修前のエネルギー消費量(建物全体)		○	○	○	○(*1)	○(*1)
				2. 改修工事内容別の省エネ効果						
				(1) 躯体改修工事		○	○	×	○(*1)	×
				(2) 設備改修工事		○	○	○	○(*1)	○(*1)
	様式3-4	省エネ効果の計算シート (簡易計算用)	省エネ効果の計算シート (簡易計算用)	1. 改修前のエネルギー消費量(建物全体)		○	○	○	○(*1)	○(*1)
				2. 改修工事内容別の省エネ効果						
				(1) 躯体改修工事		○	○	×	○(*1)	×
				(2) 設備改修工事		○	－(*2)	－(*2)	－(*2)	－(*2)
	様式3-5	省エネ効果等の計算根拠			○	○	○	○(*1)	○(*1)	
	様式3-6	エネルギー計測・管理の概要			○	○	○	○(*1)	○(*1)	
	様式4-1	事業計画及び補助申請額			○	○	○	○(*1)	○(*1)	
	様式4-2	省エネ改修に係る建設工事等に係る事業費の内訳			○	○	○	○(*1)	○(*1)	
	様式4-3	エネルギー使用量の計測に係る補助対象事業費の内訳			○	○	○	○(*1)	○(*1)	

*1：設定した対象範囲について記載。

*2：高機能換気設備による省エネ量は、様式3-3の換気設備の省エネ量として計上してください。

別表 1. 1 附帯事務費

項 目	説 明
附帯事務費	当該事業を行うために必要な旅費、賃金（補助員等）、需用費、役務費

別表 1. 2 申請できない経費

項 目	説 明
建物等施設の建設、不動産取得に関する経費	ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請可能。
事業を実施する者の人件費	応募者の構成員または応募者の構成員に所属する者で、事業を実施するものの人件費
技術補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費	雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当。 ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請可能。
国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費、宿泊費、参加費	ただし、補助金の対象となった事業に関する成果発表を行う場合は申請可能。
事業の実施中に発生した事故・災害の処理のための経費	—
その他、補助対象工事等の実施に関連性のない経費	—
当該事業の補助金交付の申請に関わる費用	補助金交付に関する申請書作成費。申請に伴う旅費及び庁費（賃金、文具費、印刷費、郵便・通信運搬費等）

別表 2 標準単価方式における標準単価

省エネ効果	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上 35%未満	35%以上 40%未満	40%以上
標準単価(円/㎡)	9,000	12,000	15,000	18,000	21,000	24,000

※ 1 標準単価方式における補助金の額の算定

補助金の額＝当該建築物の延べ床面積×省エネ効果に応じた標準単価×1／3

ただし、補助金の額は、総事業費に 0.85 を乗じて算出した額の 3 分の 1 以下の額とします。

補助額 ＝ 延べ床面積¹⁾×省エネ効果に応じた標準単価²⁾×1/3 ≤ 総事業費³⁾×0.85×1/3

1) 補助申請する当該建物の延べ床面積(㎡)

2) 別表 2 に掲げる省エネ効果に応じた標準単価

3) 下記費用の合計

a. 省エネルギー改修工事等の費用

b. エネルギー使用量の計測等に係る費用

c. 上記 a. ～b. 以外の省エネルギーに関する工事費用

d. 上記 a. ～c. に関する設計費

※ 2 採択後、交付申請において補助対象工事を特定する必要があります。

※ 3 提案申請時には、申請建物の延べ床面積を確認するため、建築確認申請書のコピーを提出してください。

別表4 バリアフリー改修の補助対象となる改修箇所と仕様（※1）

改修箇所	仕様
I) 出入口	次の1～2を満たすこと 1. 幅が80cm以上であること 2. 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない（水平部分を設けている）こと
II) 廊下等	次の1～4を満たすこと 1. 表面が滑りにくい仕上がりであること 2. 階段または傾斜路の上端に近接する部分において、点状ブロック等が敷設されていること（※2） 3. 幅が120cm以上であること 4. 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない（水平部分を設けている）こと
III) 階段	次の1～5を満たすこと 1. 手すりを設けていること（踊場を除く） 2. 表面が滑りにくい仕上がりであること 3. 段が識別しやすいものであること 4. 段がつまずきにくいものであること 5. 段がある部分の上端に近接する踊場の部分において、点状ブロック等が敷設されていること（※3）
IV) 傾斜路（スロープ）	次の1～7を満たすこと 1. 手すりを設けていること（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分を除く） 2. 表面が滑りにくい仕上がりであること 3. 前後の廊下等と識別しやすいものであること 4. 傾斜部分の上端に近接する踊場の部分において、点状ブロック等が敷設されていること（※4） 5. 幅が120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であること 6. 勾配が1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であること 7. 高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けていること
V) エレベーター（VI）に規定するものを除く。）及びその乗降ロビー	次の1～6を満たすこと 1. かご及び昇降路の出入口の幅が80cm以上であること 2. かごの奥行きが135cm以上であること 3. 乗降ロビーは高低差が無く、その幅及び奥行きは150cm以上であること 4. かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置が設けられていること 5. かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置が設けられていること 6. 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置が設けられていること

VI) 特殊な構造または使用形態のエレベーター		次の1～4を満たすこと 1. 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であること 2. かごの幅が70cm以上であること 3. かごの奥行きが120cm以上であること 4. 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合において、かごの幅及び奥行きが十分確保されたものであること
VII) 特殊な構造または使用形態のエスカレーター		次を満たすこと 1. 車いす使用者用エスカレーター(建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であること
VIII) 便所(※5)	車いす使用者用便房	次の1～2を満たすこと 1. 腰掛便座、手すり等が適切に設置されていること 2. 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されていること
	水洗器具を設けた便房	次を満たすこと 1. 水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房であること
	男子用小便器	次を満たすこと 1. 床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器が設けられていること

※1 本仕様は原則として「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)における建築物移動等円滑化基準に基づいています。

※2 「勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合」「高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分 上端に接する場合」「自動車車庫に設ける場合」を除く。

※3 「自動車車庫に設ける場合」「段部分と連続して手すりを設ける場合」を除く。

※4 「勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合」「高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に接する場合」「自動車車庫に設ける場合」「傾斜部分と連続して手すりを設ける場合」を除く。

※5 いずれか1以上の改修の場合でも可とする。

注1) 仕様に掲げた項目のうち、すでに適合しているものについては、要件を満たしているものとして取扱うことが可能とする。この場合、補助対象は、現在仕様に適合していない項目について適合させる改修工事に係るものとする。

注2) バリアフリー改修工事にあたっては、高齢者、障害者等の移動円滑化のための連続性について十分考慮すること。

注3) 具体の設計にあたっては、優良な設計事例等を紹介している「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」に準拠すること。なお、特定の部位の改修等で、改修の目的がバリアフリー化かどうか疑義がある場合にはヒアリングを行うことがあります。

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」掲載ホームページ：

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html